# 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則 （昭和四十七年自治省令第二十八号）

#### 第一条（住宅団地の規模）

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。

* 一  
  次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数
* 二  
  集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数の半数以上の戸数

#### 第二条（集団移転促進事業計画の協議の申出）

集団移転促進事業計画の協議の申出は、集団移転促進事業計画協議申出書（別記第一号様式）により行うものとする。

#### 第三条（集団移転促進事業計画の変更の協議の申出）

法第三条第六項において準用する同条第一項の規定による集団移転促進事業計画の変更の協議の申出は、集団移転促進事業計画変更協議申出書（別記第二号様式）により行なうものとする。

#### 第四条（集団移転促進事業計画の軽微な変更）

法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）内の住宅又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更
* 二  
  前号に掲げるもののほか、国土交通大臣の指定する事項

#### 第五条（集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出）

法第三条第七項の規定による集団移転促進事業計画の軽微な変更に係る届出は、集団移転促進事業計画変更届出書（別記第三号様式）により行なうものとする。

#### 第六条（法第七条各号に掲げる経費）

法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

* 一  
  法第七条第一号に掲げる経費  
    
    
  適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額
* 二  
  法第七条第二号に掲げる経費  
    
    
  法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあつては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額
* 三  
  法第七条第三号に掲げる経費  
    
    
  同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費
* 四  
  法第七条第四号に掲げる経費  
    
    
  法第二条第一項に規定する移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合（住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額
* 五  
  法第七条第五号に掲げる経費  
    
    
  同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費
* 六  
  法第七条第六号に掲げる経費  
    
    
  同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年六月二六日総理府令第三九号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年三月一七日総理府令第一二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年一一月二四日総理府令第六〇号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一七年四月一日国土交通省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月二六日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年四月一日国土交通省令第四三号）

##### １

この省令は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に実施されている集団移転促進事業については、この省令による改正後の防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。